教科書採択における適正手続に関する請願書

今治市教育委員会様

請願団体及び請願者

『えひめ教科書裁判を支える会』

請願者代表

〒

今治市

○○○○　　㊞

電話

２０１１年　　６月２７日

請願の趣旨

貴教育委員会は、子どもたちが使用する教科書を、適正かつ公正な手続を経て、決定する責務を負っています。よって、貴教育委員会に対して、下記に示す手続を経て、子どもたちにとって、適切な教科書を決定するように、憲法第16条にもとづき請願します。

記

はじめに

貴教育委員会は、「えひめ教科書裁判を支える会」が、5月25日付で提出しました「今治市教科用図書選定委員会の会議の公開などを求める請願書」の全項目を、6月8日に開催されました6月教育委員会会議において、不採択としました。その際、「今治市教科用図書選定委員会は、調査員らが行った教科書の専門的な調査研究と全教員及び保護者へのアンケート結果にもとづき教科書を選定し、今治市教育委員会へ答申すること」との請願の第4項目目について、高

橋実樹教育長は、「今治市教科用図書選定委員会は、調査員らが行った教科書の専門的な調査研究と全教員及び保護者へのアンケート結果にもとづき教科書を選定し、今治市教育委員会へ答申しているので、この請願項目を改めて採択する必要がない」と、不採択を求める趣旨の意見を述べ、他の教育委員からは、意見はまったく述べられず、裁決に付され、同請願項目は、不採択となりました。つまり、「今治市教科用図書選定委員会は、調査員らが行った教科書の専門的な調査研究と全教員及び保護者へのアンケート結果にもとづき教科書を選定し、今治市教育委員会へ答申する」ことが、確認されました。このことを下記の項目の前提とします。

請願事項

一、今治市教育委員会は、教科書採択に際して、今治市教科用図書選定委員会の答申に則り、使用する教科書を決めるように求めます。

理由

１、最高裁大法廷判決及び文科省通知が示す教科書の選定・採択条件

山中伸一文部科学省初等中等教育局長名による各都道府県教育委員会教育長宛の「平成24年度使用教科書の採択について(通知)」（以下「文科省通知」）には、「教科書の採択は,教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることにかんがみ」、「綿密な調査研究に基づき,適切に行われる必要があります。」「教科書の内容についての十分な調査研究によって,適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ,適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。」とあり、「綿密な調査研究」「教科書の内容についての十分な調査研究」にもとづき、適切に使用する教科書を決める必要があるとしています。

改めて説明するまでもなく、「綿密な調査研究」「教科書の内容についての十分な調査研究」を行うためには、教科書の各教科の専門的知識・教育実践経験が不可欠です。

今治市教育委員会小田道人司委員長は、2009 年 4 月 30 日に開催された第 9 回教育委員会において、「委員が全て教科の教科書に目を通すことは、物理的に無理であると思います」（第 9 回教育委員会会議録）と述べ、「綿密

な調査研究」「教科書の内容についての十分な調査研究」のための大前提である採択の対象となる教科書を読むことさえできないことを認めています。この小田委員長の発言は、極当たり前の認識を示しているに過ぎません。なぜならば、採択の対象となる教科書は、9 教科、60 種余りと多種に渡り、総数も 140 冊前後と多く、小田委員長が、読むことさえ「物理的に無理」と述べている理由は、この物理的な現実にあります。

北海道旭川学力テスト最高裁大法廷判決（以下「最高裁大法廷判決」、1976 年 5 月 21 日）では、「子どもの教育は、子どもが将来一人前の大人となり、共同社会の一員としてその中で生活し、自己の人格を完成、実現していく基礎となる能力を身につけるために必要不可欠な営み」とし、これを学ぶことを子どもの権利としての学習権としています。ゆえに、これを保障するための教材として、適切な教科書を選び、渡す責務を貴教育委員会は、負っています。この子どもの学習権を保障する教科書を選ぶには、単に読むだけでなく、当然ながら、各教科の専門的知識や教育実践にもとづく「綿密な調査研究」、「教科書の内容についての十分な調査研究」が不可欠です。

また、最高裁大法廷判決では、「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならない」と教育の本質的要請を述べています。つまり、教員は、子どもの学習権を保障する観点から教科書を選定する調査研究をしなければならず、その調査研究資料にもとづき、教科書の選定が行われることが、極めて重要であることを示しています。

以上のことを勘案すると、文科省通知で求めています「適正かつ公正な採択の確保」をし、「教科の主たる教材」となる教科書を決めるためには、今治市教育委員会は、教科書採択に際して、今治市教科用図書選定委員会の答申に則り、使用する教科書を決める必要があります。そのことを、文科省通知でも、「採択権者の権限」を行使する際の採択権者に、課している「責任」としています。

２、文科省通知が示す教科書の選定・採択手続き

先に示した文科省通知には、「教科書の採択は、・（中略）・・・、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。」とあり、採択権者を教育委員会（教育委員）だけに特定せず、その他の機関ないし人々を採択権者としていると解されます。そして、この採択権者の権限と責任のもと、「教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いし

ます。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。」としています。この文科省通知が示していることは、採択権者としての「その他」に該当する機関ないし人々とは、さらに、開かれた採択を推進するなかで、さらに、広がることを示唆し、決して教育委員会の教育委員の判断だけで、使用する教科書を決めてはならないことを明確に示しています。

貴教育委員会は、2009 年度の採択の際に、調査員の調査報告書や全教員による調査報告書において評価が低く、今治市地区採択協議会（以下「採択協議会」）においても、「（扶桑社版歴史教科書は）民衆の視点ではなく、為政者の視点に立っている。」「歴史を脚色することなく事実をきちんと伝える教科書がよい。」「教育委員会で決定する際にも、そういう現場の声を重視していただければありがたい。」として、否定的な評価を与えた扶桑社版を採択しました。つまり、「現在使用しているものを継続して使用することが望ましい。」と、採択協議会が貴教育委員会に答申（報告）した教科書とは異なる教科書を採択しました。

先に述べましたように、答申に則る採択を行う必要がありますが、仮に、答申と異なる教科書を採択する場合には、客観的かつ合理的な理由が不可欠です。しかし、が、その条件を先の採択理由は、まったく満たしておらず（詳細は別紙 1）、扶桑社版歴史及び同公民教科書を採択したことは、明らかに文科省通知に反した採択であることを示しています。

貴教育委員会は、前項目で述べたように、今治市教科用図書選定委員会の答申に則り、使用する教科書を決める必要があります。

３、**戦前の反省にもとづく戦後教育制度における**教科書選定・採択の条件と条理

戦前における国家による教育支配（教育の中央集権化など）により、天皇制軍国主義・国家主義教育を、子どもをはじめ国民に注入することでマインドコントロールし、アジア諸国に対するあの忌まわしい侵略戦争・植民地支配・占領支配に動員したとの反省にもとづき、戦後教育原理（教育の民主化・自主性・地方分権、教育の専門性・科学性など）・教育条理に則り、子どもたちが使用する教科書を選ぶ際には、教科の専門的知識、教育実践経験などの教育の専門性が必要不可欠であるとし、その適任者は、教

育条理からも教員らであるとされてきました。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案について審議を行った1963（昭和38）年6月27日の第43回国会　文教委員会第28号で、荒木萬壽夫文部大臣は、「採択能力は教師が一番適任であろう、これは小林さんと私も同感であります。採択行為という行政行為それ自体、それはだれがやるかということは教育委員会がやるんだ。その採択行為を最終的に決定づけるまでは、どれがいいかの比較検討の能力のある教師の意見が十分に反映さるべきものである。その反映された裏づけのもとに教育委員会が採択という行為を最終的にする、そういう関係を申し上げたわけであります。』（国会会議録より）と述べていることからもそのことは明らかです。

ゆえに、貴教育委員会が、2009年度の採択の際に行ったような、答申などを無視して、教育委員の独自の判断でのみ教科書を選定・採択することが可能であることを明示する法令が存在しません（別紙2参照）。つまり、今治市教育委員会は、教科書採択に際して、今治市教科用図書選定委員会の答申に則り、使用する教科書を決める必要があります。それが、採択権者の権限と同時に課された、採択権者の責任です。

以上